

東広島市新産業創造センター貸事務所入居者募集要領

1 事業の目的

東広島市では、産学金官連携による地域の中小企業・ベンチャー企業（以下「中小企業者」という。）の多様な活動拠点として、「東広島市新産業創造センター」を設置しています。

当センターが行う中小企業者向け支援策の一つとして、創業予定者や創業後間もない中小企業者の事業のスタートアップを支援するため、貸事務所の提供を行っており、このたび入居者を募集します。

2 入居資格

次の基準のいずれかに該当する個人、企業等で、かつ貸事務所を退去した後5年間は、市内に本社若しくは主たる事業拠点を置いて活動する方が対象となります。

【基準】

- (1) 新しく企業を起こそうとする人
- (2) 会社設立から概ね5年以内の創業期にある個人又は企業等

3 貸事務所の概要

(1) 所在地

広島県東広島市西条西本町28番6号 サンスクエア東広島3階
インキュベーションルームA室：8.33㎡

(2) 入居期間

入居した月から最長3年間
※年度単位で申請が必要となります。

(3) 主な仕様

オフィスデスク・チェア、光ファイバー接続可能、冷暖房、OAフロア等

4 入居費用

(1) 使用料

8千円／月（税込）

(2) 共益費

5千円／月（税込）

※支払期限：翌月分を毎月末日までに支払。

5 募集期間

令和6年10月1日（火）～

※受付時間は8：30～17：15とし、土日祝日を除きます。

6 入居開始日

申請日からおおむね1か月後

7 応募方法

次の書類を、東広島市新産業創造センター（下記「9 問合せ・申込み先」参照）に提出してください。

使用申込書等の様式は、下記からダウンロードしてください。

【申請書類】

- (1) 使用申込書（別記様式第1号）
- (2) 事業計画書（日本政策金融公庫等が公開している計画書を参考に任意様式等で作成をお願いします。）
- (3) 法人登記簿謄本（法人の場合）又は住民票記載事項証明書（個人の場合）
（ただし、3か月以内に発行されたものに限る）
- (4) （公財）ひろしま産業振興機構又は東広島ビジネスサポートセンターH i - B i z
より発行された事業計画書に係る意見書（別記様式第2号）
- (5) 市税の滞納のないことを証する書類

8 入居者の選考について

申込書の届出順に入居を決定します。ただし、当該貸事務所における事業として不適切と判断される場合は入居をお断りすることがございます。

9 問合せ・申込み先

その他詳細は下記までお問い合わせください。

東広島市 産業部 産業振興課 イノベーション創出支援係

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 東広島市役所本庁舎8階

T E L : 082-420-0921 / FAX : 082-422-5805

E-mail : hgh938181@city.higashihiroshima.lg.jp